**平成２２年（フ）第６０８号**
埼玉県朝霞市根岸台６丁目６－１
破産者　柳川かおり
1　決定年月日　平成22年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第６１８号**
東京都足立区千住橋戸町20
破産者　諏訪れい子
1　決定年月日　平成22年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第６２６号**
東京都葛飾区四つ木２丁目５―16
破産者　松本　　實
1　決定年月日　平成22年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第６３１号**
東京都新宿区戸山２丁目21―504
破産者　須加　良司
1　決定年月日　平成22年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第６３６号**
埼玉県加須市南町７―46―Ｃ
破産者　田澤　英司
1　決定年月日　平成22年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第６３８号**
東京都練馬区石神井町６丁目１―25―201
破産者　石岡亜雅紗
1　決定年月日　平成22年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第６５９号**
神奈川県藤沢市稲荷１丁目10―９
破産者　井上　晃一
1　決定年月日　平成22年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第６９２号**
東京都江戸川区平井３丁目11―２　ジェイアール東日本フードビジネス株式会社平井寮
破産者　外山　幹夫
1　決定年月日　平成22年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第７０３号**
神奈川県足柄下郡箱根町元箱根93―９―103
破産者　川口　　清
1　決定年月日　平成22年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第７０４号**
神奈川県足柄下郡箱根町元箱根93―９―103
破産者　川口　文子
1　決定年月日　平成22年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第７７８号**
東京都杉並区荻窪４―21―18―302
破産者　高山　佳子（旧姓牧村）
1　決定年月日　平成22年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第７７９号**
東京都足立区保木間２丁目２－１―701
破産者　白田　弘幸
1　決定年月日　平成22年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第７８５号**
神奈川県相模原市上鶴間８丁目16―９
破産者　植竹　　豊
1　決定年月日　平成22年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第８４６号**
東京都杉並区松庵２丁目４―15
破産者　鈴木　和子
1　決定年月日　平成22年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第８８２号**
東京都北区堀船３丁目41―15　イシイハウス３―201
破産者　新木修一朗
1　決定年月日　平成22年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第８８３号**
埼玉県川越市霞ケ関東４丁目２―21
破産者　沼尻　恵美（旧姓釼持・横山）
1　決定年月日　平成22年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第９３５号**
神奈川県小田原市久野207―206
破産者　高橋　　学
1　決定年月日　平成22年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第９３６号**
埼玉県鶴ヶ島市富士見４丁目14―９―106
破産者　下崎　幸機
1　決定年月日　平成22年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第８７０号**
千葉県流山市駒木字弐番割527番地の86
破産者　株式会社協友精機
1　決定年月日　平成22年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２１年（フ）第８７１号**
千葉県船橋市新高根５丁目18番６号
破産者　室谷　一郎
1　決定年月日　平成22年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２１年（フ）第８８０号**
千葉県松戸市小金原３丁目18番地小金原団地36棟507号
破産者　藤堂　好博
1　決定年月日　平成22年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２１年（フ）第６１７４号**
東京都中野区上高田２―51―11、開始決定時の住所東京都足立区新田３丁目36―13―801
破産者　八木　正志
1　決定年月日　平成22年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部